

高萩・北茨城広域事務組合職員胸章はい用規則

令和元年10月1日

規則第9号

(目的)

第1条 高萩市及び北茨城市的住民に親しみと利便を与え、高萩・北茨城広域事務組合職員（以下この条において「職員」という。）の規律とその身分を明らかにすると共に、職員相互の連絡を便ならしめるために、胸章をはい用し常に全体の奉仕者であることを自覚し、併せて能率的な行政の確保を図ることを目的とする。

(職員胸章のはい用等)

第2条 職員胸章のはい用については、北茨城市職員胸章はい用規則（昭和37年北茨城市規則第10号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。